

十ナモノ其共ノ事諸君ノ徳儀ヲ一日ノ早ク賜所ノ不感ニ一社ニ
 通達マシテ要員出資ノ事ノマテリマス所等諸君ノ意ノハ小額ノ金
 出ニ其ノテモ入ノ所額ノ同額ニ對シテハ若干ニ廻轉ノ同額ヲ賜
 一、應液規程第六條ヲ四重嚴網ヲ改正サレタシ
 二、昇給額低下ヲ從前通り維持サレタシ
 三、奨励制度ヲ廢止シ奨励金ヲ本給ニ併入セラレタシ
 四、週休制ヲ實施サレタシ
 五、電氣局病院ヲ入院料藥費ノ低下、職員ノ増員、夜間診療科目擴

田岡老人協同會大阪支所

附屬老人協同會大阪支所

ベク御努力不世ニ奉ル所昭和五年十二月二十三日迄ニ何分ノ御回答
 ヲ蒙キ後以替御願致シモノ事アリマシ
 右多大々期待ヲ以テ嘆願申上マス

昭和五年十二月十五日

電燈部従業員一同
 技術部従業員有志

大阪市電氣局長
 平塚 米次郎 殿

嘆願事項

- 一、應液規程第六條ヲ四重嚴網ヲ改正サレタシ
- 二、昇給額低下ヲ從前通り維持サレタシ
- 三、奨励制度ヲ廢止シ奨励金ヲ本給ニ併入セラレタシ
- 四、週休制ヲ實施サレタシ
- 五、電氣局病院ヲ入院料藥費ノ低下、職員ノ増員、夜間診療科目擴